

人材紹介基本契約書

(甲)

(乙) 株式会社ホット沖縄

人材紹介基本契約書

(以下、甲と言う)と株式会社ホット沖縄(以下、乙と言う)とは、甲が採用する人材の紹介に関し、次の通り契約を締結する。

(目的)

第1条

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材にかかる紹介を依頼し、乙はこの依頼に応じて必要な人材を紹介する。

(労働条件の明示)

第2条

甲は、前条の紹介を依頼するに当たり、その依頼する人材に係る労働条件(職業安定法第5条の3に定める事項を含むが、これに限られない。)を乙に書面により明示する。ただし、乙が希望する場合は、これを電子メールその他適宜な方法により明示することができる。

(人材の紹介)

第3条

乙は、前条の労働条件及び甲が当該労働条件として明示した職務要件(以下、あわせて「求人条件」と言う。)に基づき、甲の要望に合致すると認められる人材が得られた場合、当該人材に前条の労働条件を書面により明示し、相談支援を実施した上で甲に紹介する。但し、当該人材が希望する場合は、これを電子メールその他適宜な方法により明示することができる。

(選考・採用)

第4条

甲は、乙が前条により紹介した人材について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した求人条件に基づき採用を決定する。
この場合、乙は甲に必要な助言を行なう等、選考・採用が円滑に行なわれるよう支援を行なう。

(労働条件明示書の交付)

第5条

甲は乙が紹介した人材を採用した場合、乙に対して書面等により通知を行う。ただし、乙が希望する場合は、これを電子メールその他適宜な方法により明示することができる。

甲は、前条により採用を決定した人材(以下、「丙」という。)と雇用契約を締結するに当た

っては、あらためて労働条件明示書等を、丙に明示・交付するものとし、その写しを乙に交付する。

(紹介手数料)

第6条

甲は、丙が甲に入社するに至った場合、次のとおり人材紹介に係る手数料を、次条により通知を受けた乙の取引先銀行口座に振り込むことにより乙に支払う。なお、振り込み手数料は甲の負担とする。

① 紹介手数料 : ※届け出ている料率

② 支払日 : 丙が甲に入社した日の属する月の翌月末

(紹介手数料に係る請求書等)

第7条

乙は、前条に基づき、丙が甲に入社した月の翌月初めに甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するとともに、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。

(短期退職時の手数料の取扱い)

第8条

本契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、入社から2ヶ月未満で退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、50%に相当する金額を甲に払い戻すこととする。その場合、乙は甲に対して丙が退職したことを確認できる書類等の交付を求めることができる。

2 丙が、前条規定以外の都合により入社から2ヶ月未満で退職をすることとなった場合には、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。

(個人情報保護及び秘密保持)

第9条

甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材(採用に至らなかった者を含む)の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用することを禁止する。

2 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

(有効期間及び有効期間満了後の秘密保持等)

第 10 条

本契約の有効期間は 20〇〇年〇月〇日から 20〇〇年〇月〇日までとする。ただし、有効期間満了の 3 ヶ月前までに甲・乙のいずれからも特段の申し入れがないときは、さらに 1 年間同条件で更新するものとする。なお、本契約終了後も第 9 条は継続して適用される。

(信義則)

第 11 条

本契約に定めのない事項、及び疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定する。

本契約締結の証として、本書正本 1 通を作成し、乙が保有し、甲が写しを保有する。

年 月 日

(甲)

所在地

氏名

印

(乙)

所在地 沖縄県那覇市西 1-19-1

氏名 株式会社ホット沖縄

代表取締役 白石 武博

印

許可番号 47-ユ-300021